

門真市一般廃棄物処理基本計画（素案）に係るパブリックコメント結果

1 案件名

門真市一般廃棄物処理基本計画（素案）

2 意見募集期間

令和 6（2024）年 12 月 6 日（金曜日）～令和 7（2025）年 1 月 8 日（水曜日）

3 実施期間（担当所管課）

(1) 名 称：環境水道部環境政策課

(2) 電話番号：06-6902-6490

4 閲覧場所

環境政策課、リサイクルプラザ、市情報コーナー（市役所別館 1 階）、宿直室前（市役所本館 1 階）、保健福祉センター、南部市民センター、市民プラザ、ルミエールホール、くらしの相談窓口（そよら古川橋駅前 3 階）、図書館本館、水道事業課

5 受付した意見等の件数

合計 1 件

6 意見に対する考え方

下表のとおり

※下表の「提出された意見」の内容は提出されたご意見を原文のまま記載しています。

	提出された意見	意見等に対する考え方
1	箇条書きで失礼いたします。 ① 町のそこかしこ、特にコンビニ、公園周辺のポイ捨てゴミが目立ちます。予防策として比較的早急に路肩に公共のゴミ箱の設置と、市民のマナー向上を促す政策が求められます。	ポイ捨て防止については、マナー向上のための啓発や環境教育に取り組むほか、市が清掃用具の貸与及び支給を行い、活動中に回収したごみの収集・処理を行う美化サポート・プログラム「さわやか・ロード」事業や市内統一清掃活動である「キラッとかどま」等を実施しています。引き続き、市民・事業者と協働して町の環境美化活動推進に努めてまいります。

		なお、公共のごみ箱を路肩等に設置することで、かえってごみ箱周辺にごみが散乱する、不法投棄が増加する、家庭ごみが捨てられるなどの悪影響が懸念されます。
	② 複数個所に渡り「回収できません」のシールが貼られた粗大ごみが数か月に渡り放置されていて、先ずはそれら放置ごみを早急に回収したのち粗大ごみ処分にアクセスしやすい仕組みと告知が必要と思われます。	適切なごみの出し方に係る周知・啓発を行うために、誤ったごみの出し方をされているごみには回収できない旨のシールを貼り残置する取り組みを行っています。 排出者に引き取ってもらうことを意図していますが、もし長期に渡り放置されているごみがありましたらクリーンセンター業務課にご連絡願います。 また、粗大ごみの処分方法については、HP等で周知しておりますが、引き続き、分かりやすい周知及びアクセスしやすい仕組みづくりに努めてまいります。
	③ 家庭ごみを回収日前日の夜からでも出しやすいように、コミュニティ用の大型蓋付きダストボックスの設置、あるいは世帯ごとに出せる蓋つきのペールで回収するといった仕組みにしてもらえると助かります。	ご意見は、今後の施策を検討していく際の参考とさせていただきます。
	④ とにかくゴミをしかるべき場所に出しやすい仕組みと環境作りが必要です。	ごみを出す場所については、地域の実情に合わせて、戸別収集、ステーション収集に対応しております。
	⑤ 家庭から出る野菜くずなどの生ごみを有効利用（コンポスト等）するための講座やワークショップの誘致を提案します。	本計画（素案）におきましても53ページ（3）環境教育・啓発等に関する主要な施策の中で、「環境学習推進講座の実施」を掲載しております。ご意見は、講座内容を検討する際の参考とさせていただきます。

⑥ 資料に、リサイクルは民間業者に委託するとありましたが、どこの業者が、幾らで、どのように、どれだけ請け負っているのかが不透明です。民間業者とはいえインフラに関わる事なので数字はちゃんと公開すべきです。	リサイクルに関する委託業者名、契約金額等については、市のHP 及び情報公開コーナーで公表しています。また、再資源化処理量については、決算附属書類で公表しています。
⑦ 門真市の水道水の塩素と PFAS/PFOA 濃度をしっかり監視して数値を都度公開してください。	本市の水道水は大阪広域水道企業団より全量受水しています。有機フッ素化合物(PFOS 及び PFOA)の測定については、大阪広域水道企業団が定期的を実施し、測定結果を当該 HP で公表しています。なお、本市におきましても、水道法に基づき水質検査（水質基準項目）を実施し、市 HP で公表しています。